

内閣府規制改革推進室 任期付職員の募集について（募集期間延長）

内閣府規制改革推進室では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下、「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市場システム担当）付、併任内閣府本府規制改革推進室 参事官補佐又は主査（政策企画専門職、係長級）

※職位は採用者の経歴を勘案し決定

2. 募集人員

5名（参事官補佐3名、政策企画専門職2名）

配属先：内閣府規制改革推進室

3. 職務内容

規制改革推進室（以下、「当室」という。）は、規制改革に関する基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること、規制改革推進会議の運営に関するなどを担当しています。

上記のような当室の業務のうち参事官補佐又は主査（係長級）として、参事官等の指示に基づき、

- 規制改革に関して、法令、制度・規則、情報通信技術、案件の関連分野等に係る専門的見地から、規制等の現状、課題、改革の方向性等の検討及び企画立案に関する事務
- 規制所管官庁、提案主体をはじめとする関係者との調整、規制改革推進会議（ワーキンググループを含む。）等の開催に関する事務
- その他規制改革に関する事務

等に従事していただきます。

4. 応募資格

以下の(1)(2)のいずれか、及び(3)に該当する方

(1)法曹資格を有し、3年以上の実務経験を有すること

(2)当室で扱っている規制改革の関連分野に関する知見を有し、5年以上の実務経験を有すること

※ 規制改革推進会議に関する情報はこちらをご覧ください。（内閣府HP） <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

(3)大学卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者

ただし、以下に該当する方は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）適用

8. 採用予定日、雇用期間

令和8年2月1日から令和9年1月31日（予定）

（採用日については応相談、雇用期間については勤務成績に応じて更新の可能性あり）

9. 勤務時間・休暇

原則として、午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（12月29日から1月3日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10. 勤務地

内閣府規制改革推進室

（東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館）

1 1. 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 履歴書（市販のもので可。6か月以内に撮影した顔写真添付、日中確實に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載）
- イ 志望理由（A4横書き、1,000字程度）
- ウ 職務経歴書（これまで従事したことがある職種の期間、勤務先、職種、詳細な業務内容を具体的に記載したもの）
- エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し（卒業証書、認定証等）
1通（学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。）
※ 応募書類の返却はいたしません（責任廃棄）。

(2) 提出方法

郵送（封筒表面に朱書きで「**任期付職員募集書類在中**」と記載）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
内閣府規制改革推進室 庶務担当 宛

(4) 応募締切

令和7年12月23日（火）郵送必着（持ち込み不可）

1 2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

- ※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等のご連絡をします。
- ※ 応募状況に応じて、募集期間中に面接を行うことがあります。

1 3. その他

- ・ 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。

1 4. 問い合せ先

内閣府規制改革推進室 庶務担当
電話 03-6257-1486